

第6回天龍村農業委員会定例会

1. 開催日 平成23年 10月24日(月) 老人福祉センター 機能訓練室

2. 出席者 委員 名 委員以外出席者 名 計 名

3. 開会宣言(14時)

職務代理 こんにちは。農業委員会等に関わる法律第21条第3項の規定により、在任委員の全員の出席を認めましたので、ただいまより、平成23年度第6回の天龍村農業委員会を開催いたします。

4. 議長選出及び議事録署名人指名

事務局長 ありがとうございます。議長選出、天龍村農業委員会会議規則第3条第1項の規定によりまして会長、よろしく願いいたします。

会長 それでは、議事録の署名人をお願いします。5番委員と6番委員にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

5. 協議事項

① 農地法第3条について

事務局 かがみを一枚めくってもらって資料1をごらんください。

農地法第3条申請書の内容説明

すべて効率利用要件 良

農作業常時従事要件 良

下限面積要件 良

地域との調和要件 良

以上ですが、申請者が担当地区の委員さんなので、一緒に立会をした5番さんから補足がありましたらお願いします。

5番 事務局の説明通りで良いと思います。、私も申請者のひととなりと農業者ぶりを拝見させていただいてありますが一生懸命農業に励んでおりますので問題は無いかと思えます。

事務局 資料の中で農地地図情報と番地が異なるのは3883ーイというのが国土調査により3883ー1というものになっております。3898というのが国土調査の成果によりまして、3900 3899の一部を合筆をしました。

議長 只今の説明で、何か質問等ございますか。

7番 宅地の名義も変わってなかったんだよね？ 全部、この際変えるのかな。

事務局 ○○さん名義から宅地の名義も一緒に変えるみたいです。

議長 他にございますか・・・それでは、本件の申請者である9番さんはここで、一端退席をお願いして・・・ご賛成の方、挙手を御願います。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。(番席に戻った後) もう一点説明したいことがあるので事務局さんどうぞ。

事務局 もう1件農地法3条関係で松島地区の農地で申請がありましたが、譲受人の住所が村外にあり農作業常時従事要件にあてはまらないと判断したので、受付時に説明をし、保留している案件がございます。

議長 はい、この件については申請書が提出されたらまた、審議をお願いします。それでは次に農地パトロールについて

事務局 はい。9月中に農地パトロールを実施し、皆様には各地区をまわってもらってありがとうございました。今回資料ございません。まだまとめきれていなくて現在まとめているところです。次回までに色塗りをしてその住所を各農業委員さんに確認していただいたのちに耕作放棄地の地主を調べていきたいと思えます。目標として年内にはまとめきれないようにしたいと思いますので、また、いろいろとお聞きすることがあるかと思えますので御願します。

議長 なるべく早く、結果をまとめて対策を検討していきたいと考えていますので、そのときは皆さんの協力をまた、お願いします。

5. 報告事項、その他

- 1) 会長より10月の活動報告
- 2) 普及センターより今年度の米等農作物の収穫状況について
- 3) 天龍村文化祭で地産地消のPRイベントを実施する為の打ち合わせ。

議長 それではよろしいでしょうか。その他もこれで完了ということであと何かありますか。次回開催予定であります11月22日で予定してください。(閉会15:30)

記録者：天龍村農業委員会事務局